

給付基礎日額の最低保障額（自動変更対象額）

1 趣旨

- 労災保険制度で用いる給付基礎日額については、原則として労働基準法第12条に規定する平均賃金に相当する額とされていますが、被災時の事情により給付基礎日額が極端に低い場合を是正し、補償の実効性を確保するため、その最低保障額である自動変更対象額を定めることとしています。
- この自動変更対象額は、毎月勤労統計の平均給与額の変動に応じて、変更することとされています。

2 内容

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの期間に適用される自動変更対象額は、3,920円です。